

埼玉県公認心理師協会 規約

(名称と事務局)

第1条 本会は埼玉県公認心理師協会と称する。

第2条 本会の事務局は、役員会の決定する場所に置く。

(目的および事業)

第3条 本会は、会員相互の連携協力の下、埼玉県内における心理臨床の実践、研究の発展を促進するとともに、公認心理師および臨床心理士の資質・技術の向上、交流をはかることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、研修会の開催
- (2) 講演会などの啓発活動
- (3) 関係資料の収集および刊行
- (4) 関係団体との連携
- (5) 会員の相互扶助の関する事業
- (6) その他前条の目的達成に必要と認められた事業

(会員)

第5条

- 1 本会の会員は、公認心理師法第28条の規定により公認心理師の登録を受けたもの、または(財)日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有し、原則として埼玉県内に在住または在勤であり、本会の目的に賛同するもので、入会手続きを経たものによって組織する。
- 2 本会に入会および退会を希望するものは事務局に申し出るものとする。
- 3 会員が死亡した場合、公認心理師資格・臨床心理士資格のどちらも持たなくなった場合、年会費3年以上滞納の場合は会員資格を喪失する。
- 4 本会の名誉、または公認心理師または臨床心理士の名誉を傷つけた場合、倫理違反があった場合、退会となることがある。

(役員と運営)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 10名
- (5) 監事 1名

第7条 役員の任期は3ヶ年とする。ただし、再任を防げない。

第8条

- 1 役員の選任にあたっては会員の推薦する候補者の内から全会員の投票によって選出する。
- 2 会長、副会長、事務局長を含めた理事13名の内には各職能領域から1名以上の理事が含まれていなければならない。
- 3 理事に欠員が生じたときは、次点者をもってこれを補充することが出来る。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第9条

- 1 会長は本大会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 事務局長は事務局を組織し事務局業務を遂行する。
- 4 理事は会長の統括のもと会務を執行する。
- 5 監事は会務および会計の監査を行う。
- 6 役員会をおき、議長は会長がつとめる。

第10条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は役員会の推薦による。顧問の本会の発展のため協力する。

(総会)

第11条

- 1 会長は原則として年度に1回総会を招集しなければならない。総会は委任状を含め3分の1以上の出席を持って成立する。その議決は委任状を含めた出席者の過半数をもって決定する。ただし、規約の改正は第15条に定めるところによる。
- 2 総会は議決機関であり、以下の事項を審議する。
 - (1) 決算および予算案
 - (2) 役員の選任
 - (3) 事業計画
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他必要な事項

(会計)

第12条

- 1 本会の経理は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 2 会員は細則に定める年度会費を納入するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規則および細則)

第14条 この規則は細則をおく。

(規約改正)

第15条

本規約は、総会における委任状を含めた出席者の3分の2以上の同意を得てこれを改正することが出来る。

付則 本規約は、平成5年12月19日より発効する。

本規約は、平成6年11月6日より一部改正発効する。

本規約は、平成8年12月11日より一部改正発効する。

本規約は、平成12年6月25日より一部改正発効する。

本規約は、平成13年6月24日より一部改正発効する。

本規約は、平成22年6月20日より一部改正発効する。

本規約は、平成31年2月20日より一部改正発効する。

細則1 選挙規定に関する細則

第1条 本会規約第8条の定める役員の選出に関する諸事業を適正に実施するためにこの細則を定める。

第2条

- 1 本会の役員選挙の管理業務は、当該選挙の事由が発生する6ヶ月以前を基準として、当該時の本会役員が選挙管理委員を組織してこれを行う。
- 2 選挙管理委員会はその代表責任者として、選挙管理委員長を定めなければならない。

第3条 選挙管理委員会は以下の業務を行う。

(1) 選挙実施日程の確定と公示

選挙管理委員会はその組織の成立をみた日より1ヶ月以内に、選挙実施日程とその実施手続きに関する計画書を作成し、これを全会員に公示する。

(2) 被選挙人名簿作成と公示

本細則第4条によって推薦された被選挙人の氏名とその所属職能領域を、所定の期日までに全会員に公示する。

(3) 選挙の実施と開票結果の確定

本細則第5条により厳正な選挙の実施を行う。また開票結果の確定については本細則第6条によりこれを行う。

(4) 選挙結果の公告

開票業務の終了後、その結果（得票数、投票率および当選と次点者の得票数含む）を直ちに全会員に公告する。

第4条

- 1 被選挙権は、会員2名以上の推薦によって発生する。推薦者のうち少なくとも1名は被推薦者と異なる機関に所属するものでなければならない。
- 2 会員推薦を行う者は被選挙人の意志を確認した上で、選挙管理委員会が指定する日時までに所定の書式により「被選挙人の推薦届」を選挙管理委員長宛に提出しなければならない。

第5条 役員の選挙は3名連記、無記名投票による。投票は所定の用紙を用いる郵便投票とし、指定の期日までの消印のあるものをもって有効とする。ただし、同一被選挙人名を連記した場合は無効とする。

第6条 当選者の確定は、以下の手続きによる。ただし、同点者の生じた場合は抽選による。

- (1) 被選挙人を主な所属職能領域別に分類し、その職能領域ごとに首位の者を当選とする。
- (2) (1)の手続きにより、役員定員に満たない分については、所属職能領域の別に関係なく得票順に当選者を確定する。

第7条 会長および副会長の選出は、新たに選出された役員の最初の役員会において、役員の互選により行う。

付則 この細則は、平成5年12月19日より発効する。

この細則は、平成22年6月20日に一部改正し発効する。

細則2 年度会費に関する細則

第1条 本会会員の入会金は2000円、年度会費5000円とする。

付則 この細則は、平成5年12月19日より発効する。

付則 この細則は、平成9年4月1日より一部改正発効する。

付則 この細則は、平成22年6月20日より一部改正発効する。